

岐阜県公報

第二千四百四十二号
平成二十五年五月七日

(火曜日)

目次

教育委員会告示

岐阜県史跡の指定解除

岐阜県史跡の指定

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

公 示

落札者等に関する公示

同

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

環境影響評価準備書についての意見の概要等の縦覧

平成二十五年年度狩猟免許試験の実施

平成二十五年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

施

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

土地改良事業の工事の完了

公共測量の終了

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の就任

土地改良区役員の退任及び就任
同

(恵那農林事務所) 三二六
(下呂農林事務所) 三二七

(社会教育文化課) 三二八
(同) 三二八

(交通企画課) 三一九

(市町村課) 三一九

(情報企画課) 三一九

(環境生活政策課) 三二〇

(同) 三二〇

(環境管理課) 三二〇

(自然環境保全課) 三二一

(同) 三二二

(保健医療課) 三二三

(同) 三三四

(商業流通課) 三三四

(農地整備課) 三三四

(用地課) 三三五

(西濃農林事務所) 三二六

(揖斐農林事務所) 三二六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年五月七日

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第一項の規定により、岐阜県史跡の指定を次のように行うので、同条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県教育委員会

委員長 土屋 嶮

指定を解除する岐阜県史跡

指定番号	種目	名称	所在地	管理者	住所	理由
岐史二二	城跡	小里城山城跡	瑞浪市稲津町小里	祖先遺徳顕頌会長 加知菊平	瑞浪市稲津町	岐史第二二号に御殿場跡及び東砦の一部を含む範囲二三、〇一三平方メートルを追加し、新たに岐史第一六九号として指定するため。

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第八条第一項の規定により岐阜県史跡の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県教育委員会

委員長 土屋 嶮

指定番号	種目	名称	内容	所在地	所有者	住所
岐史九一六	城跡	小里城跡	小里城は、瑞浪市南部の小里盆地を拠点に、戦国時代から江戸時代の初めに活動した土豪、小里氏の居城である。城跡は、山頂部の本丸曲輪跡と北西山麓の御殿場跡と呼ばれる居館跡（以下「御殿場跡」という）及びその東側の尾根上の東砦跡からなる。本丸曲輪跡には、天守台・升形と称される石組み遺構や石垣を使用した曲輪跡が存在する。御殿場跡は、平成十二年度から平成十六年度までの調査により、少なくとも十六世紀後葉には造成され、十七世紀初頭には、大型の礎石建物（旗本小里氏の陣屋にあたる）が建てられ、十七世紀前葉に廃絶したことが判明した。調査結果は、史料にみえる小里氏や小里城の経緯とおおよそ照応し、また、近世初頭の城館（陣屋）遺構が良好に残存していることなど、小里氏の実像解明や江戸時代初頭の旗本陣屋を考究する上でも、重要な遺跡であると高く評価できる。本丸曲輪跡の指定面積は三、九九〇平方メートル、御殿場跡及び東砦の一部の指定面積は二三、〇一三平方メートルである。	瑞浪市稲津町小里 津城山二七七八番一	農林水産省	東京都千代田区霞が関一 二一
				瑞浪市稲津町小里 字町二六八〇番一	鈴木丈弘	瑞浪市稲津町小里 二六八一番地の六
				瑞浪市稲津町小里 字町二六九九番一	大島立志	瑞浪市稲津町小里 八一七番地
				瑞浪市稲津町小里 字町二七〇二番一 及び二	瑞浪市	瑞浪市上平町一丁目一番地
				瑞浪市稲津町小里 字町二七一七番一	小里消費生活協同組合	瑞浪市稲津町小里 七三三番地の一

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 誠 一

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委 嘱 年 月 日
可児警察署 管轄区域	福 嶋 壽 雄	可児郡御嵩町宿	平成二十五年四月十六日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第五百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県守 古 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネッ

トロークの回線使用、監視及び保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成25年4月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区一番町25番地

財団法人地方自治情報センター

理事長 戸田 夏生

6 契約金額 58,244,917円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課

(2) 所 在 地 岐阜市数田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第五百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県守 古 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保

守、維持管理及び機器更新業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年2月8日

4 落札者を決定した日 平成25年3月25日

5 落札者の住所及び氏名 東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフイアタワー天

洲

ネットワークシステム株式会社

代表取締役 吉野 孝行

6 落札金額 314,300,553円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(一) 昭和の政務 岐阜県警察庁国政課警務課
 (2) 野村 隆 岐阜市野田町二丁目一丁目一丁目

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山茶花
- 三 代表者の氏名 小林 直登
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市下真桑三三三番地五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がいの有無にかかわらず、様々な困難に直面した者に対して困難を解決するために関する事業を行い、障がい者支援・生活支援・育児支援の三つのテーマを元に困難に打ち勝つ為総合的な支援活動に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おのルネサンスの会
- 三 代表者の氏名 後藤 道夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字野一二四番地三
 五 定款に記載された目的 この法人は、大野町とその生活圏内の住民に対して第四十条に掲げる特定非営利活動に係る事業を実践することにより地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を越えたより広い社会と連携できる人材を育成する。また、そのような住民主体の社会を実現するため、ボランティア活動を含む自由な社会貢献活動を積極的に支援し、促進することを目的とする。

環境影響評価準備書についての意見の概要等の縦覧
 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十九条の規定により、都市計画決定権者から岐阜県知事に対し、環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類の提出があったので、岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第四十七条の規定により読み替えて適用する同条例第十九条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画決定権者の名称及び住所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県知事 古田 肇
- 二 都市計画対象事業の名称及び種類
 - 1 名称 一般国道十九号瑞浪恵那道路
 - 2 種類 一般国道の改築
- 三 準備書についての意見の概要等を記載した書類の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間
- 1 場所

岐阜県環境生活部環境管理課、瑞浪市建設水道部都市計画課及び恵那市建設部都市整備課

2 期間

平成二十五年五月八日から二十七日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

3 時間

午前九時から午後五時まで

平成二十五年年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	試験の種類	申請期間
平成二十五年七月十三日（土）	高山市千島町九〇〇一 飛驒・世界生活文化センター	網猟、わな猟、 第一種銃猟及び 第二種銃猟	平成二十五年六月十七日（月）から平成二十五年七月一日（月）まで
平成二十五年八月十日（土）	美濃加茂市古井町下古井 二六一〇一	網猟、わな猟、 第一種銃猟及び 第二種銃猟	平成二十五年七月十六日（火）から平成二十五年七月三十日（火）まで
平成二十五年九月十二日（木）	恵那市長島町正家後田一 〇六七 七一	わな猟	平成二十五年八月十五日（木）から平成二十五年八月二十九日（木）まで
平成二十五年十月十一日	揖斐郡揖斐川町上南万一 議室	網猟、わな猟	平成二十五年十月十一日まで

年十一月八日（金）

一 岐阜県揖斐総合庁舎大会
議室

第一種銃猟及び
第二種銃猟

日（金）から平成二十五年十月二十五日（金）まで

二 試験の日程

1 受付

午前九時から午前九時三十分まで

2 知識試験

午前九時四十五分から午前十一時十五分まで

3 適性試験及び技能試験

午後一時から午後五時まで

三 申請手続

1 申請書類

岐阜県環境生活部岐阜地域環境室（以下「岐阜地域環境室」という。）又は各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布する狩猟免許申請書一通に次の書類を添えて申請してください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通（申請前六か月以内に作成された診断書）（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該診断書又は当該許可に係る許可証の写しを添付してください。）

(二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(三) 住民票一通（狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者を除く。また、本籍の記載は不要）

(四) 返信用封筒（長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手を貼り付けたもの）

2 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください（消印はしないでください。）。

(一) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者及び四

に掲げる未更新者

(二) その他の者

三千九百円
五千二百円

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局（申請者の住所地が岐阜圏域内にある場合にあつては、岐阜地域環境室）へ提出してください（住所地を所管しない振興局（申請者の住所地が岐阜圏域内でない場合にあつては、岐阜地域環境室）にも提出することができません。）。

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許（試験）申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更はできません。

6 申請書類の受理後、原則として手数料の返還はできません。

四 未更新者の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号に規定する狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書を添えて申請手続をしてください。

五 試験結果の提供

平成二十五年年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

知識試験の得点及び技能試験の減点

2 提供期間

合否発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階 電話〇五八 二七二 一一三八）及び各振興

局の所属窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

受験票及び運転免許証等の身分証明書

六 その他

試験に関する問い合わせは、岐阜県環境生活部自然環境保全課、岐阜地域環境室又は各振興局において受け付けます。

平成二十五年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験及び講習の期日、場所

期 日	場 所	申 請 期 間
平成二十五年七月十一日（木）	美濃市生櫛一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室	平成二十五年六月十三日（木）から平成二十五年六月二十七日（木）まで
平成二十五年七月十七日（水）	大垣市江崎町四二二二 岐阜県西濃総合庁舎大会議室	平成二十五年六月十九日（水）から平成二十五年七月三日（水）まで
平成二十五年七月二十二日（月）	高山市上岡本町七 四六八 岐阜県飛騨総合庁舎分館三階大会議室	平成二十五年六月二十四日（月）から平成二十五年七月八日（月）まで
平成二十五年七月三十一日（水）	恵那市長島町正家後田一〇六七 七	平成二十五年七月三日（水）から平成二十五年七月十七日（水）まで
平成二十五年八月九日（金）	美濃加茂市古井町下古井二六一 〇一	平成二十五年七月十二日（金）から平成二十五年七月二十六日（金）まで
平成二十五年八月二十二日（木）	多治見市上野町五 六八一 岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室	平成二十五年七月二十五日（木）から平成二十五年八月八日（木）まで

平成二十五年八月二十九日(木)	郡上市八幡町初音一七二七二 岐阜県郡上総合庁舎大会議室	平成二十五年八月一日(木)から平成二十五年八月十五日(木)まで
平成二十五年九月十四日(土)	岐阜市数田南一 一一 一二二 岐阜県水産会館大会議室	平成二十五年八月十九日(月)から平成二十五年九月二日(月)まで

二 試験及び講習の日程

1 受付

午前八時三十分から午前九時まで

2 講習

午前九時から正午まで

3 適性試験

午後一時から午後四時まで

三 申請手続

1 申請書類

岐阜県環境生活部岐阜地域環境室(以下「岐阜地域環境室」という。)又は各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で配布する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えて申請してください。

- (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通(申請前六か月以内に作成された診断書)(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該診断書又は当該許可に係る許可証の写しを添付してください。)
- (二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (三) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手を貼り付けたもの)

(四) 狩猟免状

申請書に二千八百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないで)

2 手数料

申請書に二千八百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないで)

ください。)

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局(申請者の住所地が岐阜圏域内にある場合にあつては、岐阜地域環境室)へ提出してください(住所地を所管しない振興局(申請者の住所地が岐阜圏域内でない場合にあつては、岐阜地域環境室)にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後、原則として手数料の返還はできません。

四 免許更新申請の対象者

平成二十二年に狩猟免許を取得し、又は更新した者

五 その他

試験及び講習に関する問い合わせは、岐阜県環境生活部自然環境保全課、岐阜地域環境室又は各振興局において受け付けます。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指 月 日 定
一般財団法人 岐阜健康管理センター	美濃加茂市西町一の二九	内科・老年	精神通院	平成 二五・五・一
医療法人社団福寿会 今井医院	中津川市田瀬九七二の一	内科・小児	精神通院	平成 二五・五・一

水谷心療内科	多治見市若松町三の三三	心療内科・ 神経内科・ 精神科	精神通院	平成 二五・五・一
ひらたクリニッ ク	羽島郡笠松町田代三二五 の一	脳神経外科 ・ 神経内科	精神通院	平成 二五・五・一

(薬局)

名 称	所在地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
あかね薬局	岐阜市茜部菱野二丁目一五理研 メデイカルビル一階	精神通院	平成 二五・五・一
松前屋調剤薬局	関市本町五の十五の二〇	精神通院	平成 二五・五・一
ピノキオ薬局 文殊店	本巣市文殊八八〇	精神通院	平成 二五・五・一
ささゆり薬局 泉店	土岐市泉仲森町二丁目二七の一 の二	精神通院	平成 二五・五・一
赤坂調剤薬局	大垣市赤坂新田二丁目一三四番 二	精神通院	平成 二五・五・一
ホップおおしま薬局	各務原市大島町六丁目八八番地 二	精神通院	平成 二五・五・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所在地	自立支援 医療の種類	変 更 年 月 日
トーカイ薬局 メデイ カルゾーン瑞浪店	瑞浪市益見町一丁目二二六番地	精神通院	平成 二五・五・三

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十五年五月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十五年四月十八日
- 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
ゲンキー苗木店
中津川市苗木字岡田二五二四番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十六年一月九日
- 五 店舗面積
一、九八〇平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
八二台
- 七 荷さばき施設の面積
三二平方メートル

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九

十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
水質保全対策事業	羽島三期地区	平成二五・三・二五

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
水田農業振興緊急整備事業	海津三期地区	平成二五・三・一一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	海津四期地区	平成二五・三・一一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
	新堀地区	平成二五・一・三一
湛水防除事業	祖父江地区	平成二五・三・二二

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 瑞浪市
- 二 作業種類 公共測量(瑞浪市道路台帳修正業務)
- 三 作業期間 平成二十四年十月二十一日から 同 二十五年二月二十八日まで
- 四 作業地域 瑞浪市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	役名	氏名	住所	所
土地区	理事	木村作美	養老郡養老町大場	六三三番地
地		木村章		六三三番地
改良区		田中久一		六二八番地
		田中直一		四二二番地
		木村均		四二二番地
		田中直一		四二二番地
		木村一雄		六二六番地
		飯田廣光		一〇八番地
		飯田伸二		一〇二番地
	監事	松永勝		五五番地
		田中政文		四二二番地

就任した役員

土地改良区	役名	氏名	住所	所
土地区	理事	木村作美	養老郡養老町大場	六三三番地
地		木村章		六三三番地
改良区		田中直一		四二二番地

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区	役名	氏名	住所	所
土地区	理事	後藤賢一	安八郡神戸町大字新屋敷六二六番地	
地				
改良区				
撰西用水				
土地改良区				

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

改良区名	地	年	退	日	任	役名	氏	名	住	所
中津川市 西部土地 改良区		平 成	二 五	四 三		理事	吉村幸資	中津川市駒場	九五番地	中津川市駒場 九五番地
						同	曾我修	同	四九二番地の二	
						同	高木康男	同	一五八五番地の二	
						同	水野毅	同	一一四五番地の六	
						同	林雅広	同	一六六六番地の三二二六	
						同	金子正純	同	一六六二番地	
						同	熊谷宏	同	一六六六番地の三七七五	
						同	奥村春吉	同	一六六六番地の六九九	
						同	鈴木茂	同	一六六六番地の二二四八	
						同	市川進	中津川市千旦林	二八四番地	
						同	向井元省	同	一〇七四番地の二	
						同	林健三	同	一五四三番地の一一	
						同	多賀高幸	同	一五八五番地の四八	
						同	日下部武彦	同	一五九六番地の九一	
						同	滝川光晴	同	一五九八番地の七五	
						同	井戸俊作	同	一五四〇番地の一	
						同	鈴木功	同	二二三九番地の二	
						同	鈴木利春	中津川市茄子川	三〇四番地	
						監事	近藤金三郎	同	千旦林 一五三五番地の四	
						同	鈴木弘	同	駒場 一五五七番地の一三	
						同	岩島卓郎	同	柳町 六番三〇号	
就任した役員										
退任した役員										
中津川市 西部土地 改良区		平 成	二 五	四 三		理事	吉村幸資	中津川市駒場	九五番地	中津川市駒場 九五番地
						同	坂巻宏治	同	柳町 二番一五号	
						同	高木康男	同	駒場 一五八五番地の二	
						同	垣内高夫	同	一五五七番地の一八〇	
						同	林康男	同	一六六六番地の二一一	
						同	岩久征夫	同	一六六六番地の一〇八八	
						同	曾我修	同	四九二番地の二	
						同	市川進	中津川市千旦林	二八四番地	
						同	幸脇康行	同	一〇四四番地の一	
						同	松葉孝昭	同	一五四四番地の九	
						同	西林春樹	同	一五三八番地の六三	
						同	井戸俊作	同	一五四〇番地の一	
						同	鈴木功	同	二二三九番地の二	
						監事	鈴木弘	中津川市駒場	一五五七番地の一三	
						同	千村治	同	一六六六番地の三七五五	
						同	横関秋男	中津川市千旦林	一五九六番地の一五	
土地改良区役員の退任及び就任										
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。</p>										
<p>平成二十五年五月七日</p>										
<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>										

就任した役員

萩原町
土川
西南部
地区改良区
平成
三三

土川
地区改良区
西南部
萩原町
平成
四一

役名	氏名	住居	所
理事	島尻光男	下呂市萩原町跡津	一九九番地
同	熊崎義弘	同	一一四番地
同	熊崎誠	下呂市萩原町西上田	一一五番地
同	日下部啓次	同	三八七番地
同	奥田一彦	同	四五五番地
同	日下部周一	同	四四五番地
同	佐古祐三	同	一一二〇番地一
同	泉田修作	同	一五九四番地二
監事	日下部靖臣	同	七五二番地
同	桂川真澄	下呂市萩原町跡津	三四番地
同	和田三津男	同	一〇四六番地
理事	奥田孝男	下呂市萩原町跡津	四九四番地一
同	島尻総一	萩原	七三四番地
同	奥田義治	西上田	六五六番地
同	大前政治	同	六九三番地四
同	熊崎昌明	同	九二八番地
同	二村誠治	同	一一二二番地
同	桂川幸子	同	一〇二七番地
同	奥田達夫	同	一五九四番地二
監事	青木由明	下呂市萩原町跡津	三四九番地一
同	熊崎武	西上田	三八六番地二
同	奥田幹夫	同	四三七番地一

平成二十五年五月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社